

インターンシップの取扱いに関する協定書

〇〇学校からインターンシップ制度により札幌市建設局土木部に学生を受け入れるに当たり、受入学生の身分取扱い等に関し、〇〇学校長（以下「甲」という。）、学生（以下「乙」という）及び札幌市長（以下「丙」という。）は、次のとおり協定する。

1 インターンシップの目的

丙は、大学、短期大学及び高等専門学校における教育プログラムに協力することに加え、学生に対して仕事意識向上の機会および自治体行政への理解を深める機会を提供することを目的として、乙を受け入れるものとする。

2 インターンシップ学生の所属及び氏名

3 インターンシップ期間

乙のインターンシップ期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、必要があるときは、甲、乙、丙協議のうえ変更することができる。

4 研修生の服務等

- (1) 乙は、研修期間中、所定の研修に専念するものとする。
- (2) 乙は、研修期間中、札幌市職員が遵守すべき法令及び規則等を守るとともに、研修生の指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示に従うものとする。
- (3) 乙は、研修期間中、特定の政治政党、宗教、企業及び団体の利益のための行為を行わないものとする。
- (4) 研修時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。
- (5) 乙は、原則として研修期間中に休暇を取得することはできない。ただし、病気等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ指導担当者に連絡し、指示を受けるものとする。
- (6) 甲は、乙に対し、研修中に知り得た秘密を研修中はもとより、研修終了後においても守秘義務を負わせるものとする。
- (7) 甲又は乙は、乙の研修の成果を論文等により外部へ発表する場合は、あらかじめ丙に協議するものとする。

5 研修の内容

研修の内容は、丙が別途定めるものとする。

6 研修の中止

丙は災害や感染症の流行などを考慮し、研修の中止・中断、または乙の受入を中止することが出来る。また、甲は状況に応じて乙の研修参加をとりやめることが出来る。

7 報酬及び費用弁償

乙の研修の期間中、丙は、研修生に対し、給与、報酬及び旅費は支給しない。また、研修に要した費用については、甲又は乙の負担とし、研修が中止・中断となった場合においても、丙はそれまでに要した経費の一切を補償しないものとする。

8 災害の補償

乙は研修期間中の事故等に備え、自己の責任において傷害保険に加入するものとする。

9 損害補償等

乙の責により、札幌市に損害を与えた場合は、甲及び乙は丙に対しその損害を補償するものとする。

10 その他

この協定に定める事項で疑義が生じた場合及びこの協定に定めるもののほか、インターンシップに関して必要な事項は、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) ○○学校長 ○ ○ ○ ○

(乙) ○○学校○○学部 ○ ○ ○ ○

(丙) 札幌市長 秋元 克広